香芝市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年９月２６日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市条例第３２号

香芝市手数料条例の一部を改正する条例

香芝市手数料条例（平成１２年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第５条第４号中「前各号」を「前３号」に改める。

別表１７の項中「（キオスク端末による申請に基づく交付（住民票の写しの交付に限る。）にあっては、１通につき２００円）」を削り、同表２２の項中「（キオスク端末による申請に基づく交付にあっては、１通につき２００円）」を削り、同表３１の項中「、数量、大きさにより次」を「に応じて、次」に、「１に切り上げる。）に１，５００円」を「、１に切り上げる。）に１，５００円」に改める。

附　則

この条例は、令和８年３月１日から施行する。